

# 第三者賠償

事故／包括

# 補償制度



**本保険商品に関するお問い合わせは**  
 取扱代理店 株式会社 建設産業振興センター  
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12  
 TEL:03-5473-4590 FAX:03-5473-0784

**保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは**  
 「三井住友海上お客さまデスク」  
**0120-632-277** (無料)  
 【受付時間】 平日 9:00～20:00  
 土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます。)

**万一、保険金をお支払いする場合に該当されたら**  
 取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。  
 24時間365日事故受付サービス  
 「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)  
事故は いち早く

**指定紛争解決機関**  
 引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。  
**(社)日本損害保険協会**  
**そんぽADRセンター 0570-022-808**  
(ナビダイヤル(有料) 受付時間:平日9:15～17:00  
 詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

## お問い合わせ先

### 一般社団法人 愛知県建設業協会

TEL **052-242-4191** FAX **052-242-4194**

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-28-21

- 制度運営会社: 社団法人 愛知県建設業協会
- 保険部分についての引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社 名古屋企業営業第二部第三課 〒460-8635 名古屋市中区錦1-2-1(三井住友海上名古屋ビル7階) 電話 052-203-3553
- 保険部分についての取扱損害保険代理店

現地取扱代理店

エムエスティ保険サービス株式会社  
 〒460-0003 名古屋市中区錦2-20-8 東栄ビル 電話 **052-221-8543** FAX **052-201-9663**

制度幹事代理店 株式会社 建設産業振興センター 東京都港区虎ノ門4-2-12 電話 03-5473-4590

## 一般社団法人 愛知県建設業協会

### 特色

- 建設業におけるさまざまな賠償事故(工事中の賠償事故・PL事故・施設賠償事故)を総合的に補償します。
- 保険料は全額損金処理が出来ます。

(平成24年11月現在)

一般社団法人 愛知県建設業協会

# 第三者賠償補償制度 補償制度のあらましと特色

補償制度(年間包括契約)の内容(損害保険と独自共済によって構成された制度です。)

この補償制度は、一般社団法人 愛知県建設業協会を保険契約者とする  
請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険の団体契約と、  
労災見舞金・災害見舞金の共済独自制度に基づくものです。

※本補償制度では、「賦課金」とは、保険料および共済掛け金、「補償給付金」とは、保険金および共済見舞金をいいます。



建設業における幅広い賠償事故を総合的に補償します。他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、制度への加入者(被保険者…保険契約により補償を受けられる方をいいます。)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いするもので、次のような事故が対象となります。詳細は7ページ以降をご参照ください。

## 賠償補償 (損害保険)

## 借用財物 損壊補償特約 (損害保険)

## 訴訟対応費用、 初期対応費用、 被害者治療費等 費用 (損害保険)

## 地盤崩壊 危険補償特約 (損害保険)

## 見舞金 (共済)

1. 請負工事遂行中にその工事に起因して生じた偶然な事故(請負賠償事故)
2. 工事竣工により目的物を引き渡した後、目的物の欠陥などに起因して発生した事故(生産物賠償事故=PL事故)
3. 制度加入者が所有、使用または管理する施設(本支店等事務所および常設資材置場等)の欠陥または管理の不備に起因して発生した偶然な事故(施設賠償事故)
4. 請負工事遂行において、管理、占有している他人(発注者を含みます。)の財物を損壊させてしまった場合に、その財物に対して正当な権利を有する者へ法律上の損害賠償責任を負担する事故(支給材料・機材は対象外とします。)
5. 上記1～3の事故で、第三者の財物を損壊することなく使用不能にしたときの使用不能にしてしまった事故
6. 上記2の場合において、事故の原因となった目的物自体の損壊事故

他人(リース業者など)から借りた建機等の借用財物が作業場内にて、作業中または保管中に破損・火災・盗難等によって滅失・破損または汚損した結果、借用財物に対して正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、借用財物の自然の消耗、さび等は対象外となります。

本補償制度の対象となる賠償事故に関して、訴訟に関する必要文書作成にかかる費用等の訴訟対応費用、事故発生時の現場保存費用等の初期対応費用ならびに、他人に身体障害を与え、被害者が180日以内に入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合に、治療、葬祭、見舞金等の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

特約を付帯することにより、被保険者の行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、次の①もしくは②について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。  
①土地の沈下・隆起、土砂崩れ等に起因する財物の損壊  
②地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損壊

1. 加入者が施工する請負工事(元請、下請を問いません。)において、加入者の業務に従事する者(被用者)が業務上の事由により死亡した場合に、加入者に対して、労災見舞金をお支払いします。ただし、労災見舞金のお支払いは、労働者災害補償保険法によって給付が決定された場合に限りです。
2. 加入者が所有する事務所が、不慮の災害により半壊以上の損害を被ったときに災害見舞金をお支払いします。

※一般社団法人 愛知県建設業協会は、補償制度賦課金の10%にて共済独自制度(労災見舞金・災害見舞金)の運営を行い、90%にて三井住友海上火災保険株式会社と、一般社団法人 愛知県建設業協会を保険契約者とする賠償責任保険契約の団体契約を締結しています。

## 加入対象者

この補償制度にご加入いただけるのは、**一般社団法人 愛知県建設業協会の会員に限り**ます。この制度にご加入された会員(加入者)は、被保険者(保険契約により補償を受けられる方)となります。

## 優良企業割引

加入者が一定の要件を満たしている場合に「リスク状況割引」により、保険料が最大10%の割引となります。割引適用の可否につきましては、第三者賠償事故包括補償制度賦課金見積依頼書と併せて、「リスク状況割引」確認シートをご提出ください。

※リスク状況割引は保険料および過去の損害率により変動いたします。そのため、加入状況および保険金のお支払い状況により翌年度の優良割引が変わる場合もございます。

## 補償内容(支払限度額)

充実  
の  
補償内容

### 身体賠償

1名につき **1億円** 1事故につき **3億円**

### 財物賠償

(管理財物の損壊を含む)

1事故につき **3,000万円** (ご希望により**5,000万円** または**1億円**の選択もできます。)

(PL事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)

「財物損壊を伴わない使用不能損害」 ▶ 1事故につき…**500万円**  
「事故原因の目的物自体の損害」

### 免責金額(自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)

### 借用財物損壊補償

1事故につき **500万円** (免責金額1事故につき5万円)

### 訴訟対応費用

1事故につき**100万円** 保険期間中通算 **300万円**

### 初期対応費用

1事故につき**100万円** 保険期間中通算 **300万円**

### 被害者治療費等費用

1名につき **10万円** 1事故につき **300万円**

損害保険による支払

## オプション契約による地盤崩壊補償特約

### 財物賠償

1事故、保険期間中通算 **1,000万円**

### 免責金額(自己負担額)

1事故につき **5万円**

### 労災見舞金

1回の災害(\*)につき **10万円限度**

### 災害見舞金

全損 **10万円** 半壊以上 **5万円** ただし、1回の災害(\*)につき10万円限度とします。

(\*) 発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。

## 補償制度の保険料(損害保険料)

- ご加入を希望される会員の直近1年間の完成工事高を基準に、保険料率を乗じて算出いたします。具体的な適用保険料については、「第三者賠償事故包括補償制度賦課金見積依頼書」に基づき加入希望者にご連絡します。
- 直近1年間の完成工事高につきましては、経営事項審査申請書の「経営事項審査結果通知書」または「工事種類別完成工事高(別紙1)」の写しを併せて、ご提出ください。
- 元請工事のみの場合は、「直前3年の各年度における工事施工金額」、様式第3号(第2条関係)の写しをご提出ください。なお、上記完成工事高にJV工事高が含まれている場合は、JV工事の請負額が年間包括契約から除外されますので、工事名、労災保険番号、請負金額を「第三者賠償事故包括補償制度賦課金見積依頼書」にてご報告ください。
- 保険料の払込方法は、現金でご加入と同時にその全額を払い込む一時払となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。

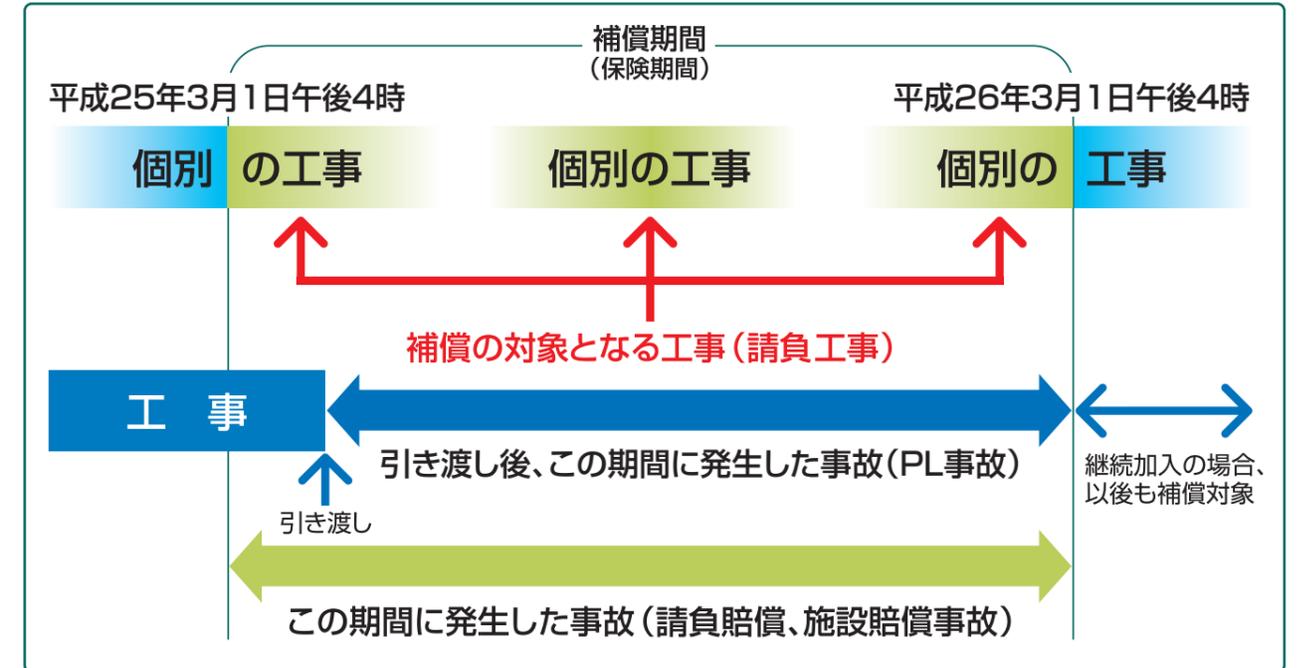
- ご加入の際には、保険料算出に必要な資料(\*)を引受保険会社にご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。 ※実績数値の記載がある申込人または被保険者作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」が必要となります。
- 新規事業者等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、ご加入時に「保険期間中」における見込み数値に基づいて暫定保険料をいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算させていただきます。

## 共同企業体工事の補償について

- 対象工事: 年間包括契約の対象から外れている共同企業体(JV)による工事を補償の対象とします。ただし、請負賠償責任保険に限ります。
- 補償期間(保険期間): 当該工事の着工時から完成引渡時までとなります。
- 加入手続: 加入を希望する会員は年間包括契約とは別途加入手続をお願いします。くわしくは一般社団法人 愛知県建設業協会または引受保険会社にお問い合わせください。

## 補償期間(保険期間)

この制度の補償期間(保険期間)は平成25年3月1日午後4時から平成26年3月1日午後4時までの1年間とし、以降毎年更新します。(期間中の中途加入も可能です。中途加入の場合は毎月15日を加入申込締切日とします。)なお、お支払いの対象となる事故は、補償期間中に発生したものに限りです。



【ご注意】この補償制度を脱退された場合には、脱退日以降に発生した事故については、お支払いの対象となりません。中途加入の場合、加入申込みが毎月15日までに行われたときはその翌月1日以降平成26年3月1日までの間、加入申込みが毎月16日以後に行われたときは、その翌々月1日以降平成26年3月1日までの間に発生した事故がお支払いの対象となります。

## 加入手続の方法

1. 同封の「第三者賠償事故包括補償制度賦課金見積依頼書」に所定事項をご記入のうえ、一般社団法人 愛知県建設業協会にFAXしてください。  
なお、「リスク状況割引」確認シートもあわせて送付してください。
2. 折返し「第三者賠償事故包括補償制度賦課金見積書」をご案内いたします。
3. 見積書が届き、ご加入いただける場合は、同封の加入申込票に記入、押印のうえ、協会にご提出ください。  
→締切日/平成25年2月8日 金  
(※加入申込票の記載内容について間違いがないか必ずご確認ください。)  
なお、賦課金は下記口座へお振込ください。  
→締切日/平成25年2月15日 金  
(注)振込手数料についてはご負担願います。

振込先: 中京銀行本店営業部(普) 1171542

名義: 愛知県建設業協会補償制度

ご加入いただいた後にお届けいたします「加入者証」は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

## 具体的な事故例



## 契約方式と対象工事

**年間包括契約**…加入者(被保険者)が保険期間中に施工するすべての元請工事および下請工事を対象とします。(元請工事のみを対象とすることもできます。)

※共同企業体(JV)による施工工事はこの保険の対象となりません。〈別途、共同企業体(JV)による施工工事も対象とすることができます。P.4「共同企業体工事の補償について」をご参照ください。ご希望の場合は、別途ご相談ください。〉

## 保険金をお支払いする場合(損害保険)

### ①生産物賠償責任保険

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

生産物自体の損害補償特約 [自動セット]	生産物賠償責任保険に規定する損害が発生し、他人の身体の障害または事故の原因となった生産物(以下「事故原因生産物」といいます。)以外の財物の滅失、破損もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、事故原因生産物自体の滅失、破損または汚損により、事故原因生産物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
-------------------------	--

### ②請負業者賠償責任保険

被保険者が行う請負作業遂行中に発生した偶然な事故、または被保険者が請負作業遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

管理下財物損壊補償特約 [自動セット]	被保険者の管理下にある財物(仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含み、目的を問いません。以下同様です。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗取によって、その財物に対して正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
借用財物損壊補償特約 [自動セット]	加入者証記載の仕事の遂行のために作業場内において使用または管理する借用財物(リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物を含みます。以下同様です。)を滅失、破損または汚損したこと、または盗取されたことにより、被保険者が借用財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
地盤崩壊危険補償特約 …オプション	被保険者の行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、次の(a)もしくは(b)の損害に対して保険金をお支払いします。 (a) 不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは土砂の流出・流入に起因して、土地、土地の工作物(基礎、付属物および収容物を含みます。)、植物が滅失、破損もしくは汚損し、または動物が死傷(以下「財物の損壊」といいます。)したことに伴って、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 (b) 地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

### ③施設所有(管理)者賠償責任保険

被保険者が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

漏水補償特約 [自動セット]	給排水管等からの蒸気・水の漏出、いっ出等に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
-------------------	--

### ④上記①～③共通の費用補償

上記①～③において損害の原因と規定されている事由に起因して、他人に身体障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。)を与え、被害者がその身体障害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

被害者治療費等補償特約 [自動セット]	(a) 被害者が入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 (b) 被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用 (c) 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 (d) 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用 (社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付を除きます。)  法律上の損害賠償責任を負担するかどうかを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いした保険金は損害賠償金に充当されます。また、 <b>原因となった事故の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した費用</b> に限りま。
初期対応費用補償特約 [自動セット]	上記①～③の損害の原因と規定されている事由に起因する事故が発生した場合に、被保険者が緊急的な対応のために次のいずれかに該当する引受保険会社が承認する費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と引受保険会社が認められた費用に限りま。  (a) 事故現場の保存に要する費用 (b) 事故現場の取片付けに要する費用 (c) 事故状況または原因を調査するために要した費用 (d) 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用 (e) 生産物賠償責任保険で対象とする事故が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用



○被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理（点検を含みます。）もしくは加工の拙劣または仕上不良等に起因する損害等  
【借用財物損壊補償特約固有のお支払いしない主な場合】

- 借用財物の紛失に起因する損害
- 借用財物の使用不能に起因する損害
- 借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊に起因する損害
- 借用財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊に起因する損害
- 電氣的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊に起因する損害
- 傷などの外観上の損壊にとどまり、借用財物の機能に支障のない損壊に起因する損害
- 借用財物の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗材に単独に生じた損壊に起因する損害
- 被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有または私用に供する借用財物の損壊に起因する損害
- 借用財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 借用財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害

#### 【地盤崩壊危険補償特約固有のお支払いしない主な場合】… オプション

- 地盤の崩壊による河川または堤防の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
- 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任
- 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任
- シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
- シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
- 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者（その業者の下請業者を含みます。）が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の滅失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任
- 薬液注入にかかる費用
- 設計変更または工事変更のための費用

### ③施設所有（管理）賠償責任保険固有のお支払いしない主な場合

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車（原動機付自転車を含みます。ただし、自動車または原動機付自転車が販売等を目的として展示されている場合であって走行していないときは除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害
- 仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
  - ◆医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
  - ◆はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
  - ◆理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が加入者証記載の施設から海、河川、湖沼、運河（公共水域）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
  - ◆水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
  - ◆水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- 石油物質が加入者証記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収取、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否を問いません。）等

### ④共通の費用補償のお支払いしない主な場合

#### 【被害者治療費等補償特約固有のお支払いしない主な場合】

- 次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等
- 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意
- 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
- 被害者の心神喪失
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

### ⑤共通の賠償補償のお支払いしない主な場合

#### 【使用不能損害拡張補償特約固有のお支払いしない主な場合】

- 普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」を使用不能にしたことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害
- 生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する生産物（以下「生産物」）または仕事（以下「仕事」）の目的物を使用不能にしたことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した純粋使用不能損害
- 生産物または仕事の結果が所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因して、他人の財物を使用不能にしたことによって生じた賠償責

任。ただし、生産物または仕事の結果に生じた機械的、電氣的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。

## ご注意いただきたい事

（以下の事項は重要となりますので、必ずお読みください。）

### ご契約にあたってのご注意

- ◆保険料はP.5記載の締切日までにお支払いください。  
取扱代理店または三井住友海上が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。保険料は必ずP.5記載の締切日までにお支払いください。
- ◆申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。
- ◆ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ◆保険会社破綻時等の取扱（平成24年6月現在）
  - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご加入者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
  - ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。
  - ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### ご契約後にご注意いただきたいこと（損害保険）

- ◆保険料の精算について（新規事業者等の場合）  
この保険契約は保険料が完成工事高または売上高等の見込み数値に対する割合によって定められており、保険期間終了後、保険料を確定するために必要な資料を遅滞なく引受保険会社にご提出いただきます。確定した完成工事高または売上高等に基づき算出された保険料（最低保険料に達しないときは最低保険料）と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。ただし、あらかじめ保険料を確定する特約がセットされたご契約を除きます。あらかじめ保険料を確定する特約の内容、セットできるご契約の範囲につきまして、取扱代理店または三井住友海上にお問い合わせください。

### その他（事故が発生した場合等）

- ◆事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または三井住友海上に次の事項をご連絡ください。
  - 事故発生の日時・場所
  - 被害者の住所・氏名
  - 事故の状況・原因
  - 損害賠償の請求を受けたときは、その内容を記載した書面
- ◆取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 補償給付金請求手続

現地の取扱代理店が迅速に対応します。

## 事故報告

事故が発生した場合には、遅滞なく一般社団法人 愛知県建設業協会および愛知県下の取扱指定代理店または三井住友海上火災保険株式会社に次の事項をご連絡ください。

- 事故発生の日時・場所
- 被害者の住所・氏名
- 事故の状況・原因
- 損害賠償の請求を受けたときはその内容を記載した書面

## 事故相談

この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、一般社団法人 愛知県建設業協会および三井住友海上火災保険株式会社が、事故解決について十分ご相談させていただきます。

## 補償給付金の支払いなど

事故のご連絡をいただいた後、ただちに一般社団法人 愛知県建設業協会または引受保険会社から給付金請求書類をお送りいたします。協会および引受保険会社による損害状況確認後、必要書類を記載の上、協会および引受保険会社にご提出いただけます。必要な手続き完了後、すみやかにご支払いいたします。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。詳細については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

## 重要事項のご説明

この書面では施設所有(管理)者・請負業者・生産物賠償責任保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款および特約(特別約款を含みます。)によって定まります。普通保険約款および特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み		
施設所有(管理)者賠償責任保険 請負業者賠償責任保険 生産物賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 (自動セット) + 保険法の適用に関する特約 + 賠償責任保険追加特約 + 訴訟対応費用補償特約 + 初期対応費用補償特約 + 使用不能損害拡張補償特約 + 拡張補償支払限度額変更特約 + 被害者治療費等補償特約	(自動セット) + 施設所有(管理)者特別約款 + 漏水補償特約(施設用) + 請負業者特別約款 + 管理財物損壊補償特約 + 借用財物損壊補償特約(盗取補償) + 生産物特別約款 + 生産物自体の補償に関する特約	+ 各種特約(任意セット)

任意セットの特約は必要な場合にセットします。「(3) セットできる主な特約」をご参照ください。

#### (2) 補償内容

##### ■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
施設所有(管理)者賠償責任保険、 請負業者賠償責任保険、 生産物賠償責任保険	加入申込票の記名被保険者欄に記載された方が被保険者となります。 ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、 詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合…「第三者賠償事故/包括補償制度」をご参照ください。

■お支払いする保険金…「第三者賠償事故/包括補償制度」をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)…「第三者賠償事故/包括補償制度」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は「第三者賠償事故/包括補償制度」をご参照ください。特約の内容の詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「第三者賠償事故/包括補償制度」または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件(支払限度額、免責金額)

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いする保険金のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、「第三者賠償事故/包括補償制度」および加入申込票の「賠償支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

### 2. 保険料

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。)は、支払限度額、免責金額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「第三者賠償事故/包括補償制度」または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

「第三者賠償事故/包括補償制度」をご参照ください。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款および特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、保険期間が1年間以下のご契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込票(引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

#### (2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ご住所の変更等、加入申込票に記載された事項を変更する場合
- 特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

#### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

「第三者賠償事故/包括補償制度」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、「第三者賠償事故/包括補償制度」記載の方法により払込みください。「第三者賠償事故/包括補償制度」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

### 6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかに申出ください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。特に、初回保険料口座振替特約と保険料一般分割払特約をあわせてセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。追加のご請求をさせていただいたにもかかわらず、そのお払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。



## 重要事項のご説明

### 7. 保険会社破綻時等の取扱い

「第三者賠償事故／包括補償制度」をご参照ください。

### その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. お申込み時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

#### (1) 取扱代理店の権限

「第三者賠償事故／包括補償制度」をご参照ください。

#### (2) ご加入条件

①ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	一般社団法人 愛知県建設業協会の会員に限ります。
◇記名被保険者	一般社団法人 愛知県建設業協会の会員に限ります。

②次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。  
○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

### 2. お申込み後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

#### (1) 加入者証の確認・保管

「第三者賠償事故／包括補償制度」をご参照ください。

#### (2) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

**特にご注意ください**

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

### 3. 事故が起こった場合の手続

#### (1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

①損害の発生および拡大の防止	②相手の確認	③目撃者の確認
----------------	--------	---------

引受保険会社への事故通知など、事故発生時に被保険者に対応していただく事項については、「第三者賠償事故／包括補償制度」をご参照ください。

#### (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

三井住友海上へのご連絡は  
24時間 365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」  
**0120-258-189** (無料)へ  
事故は いち早く

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③①および②のほか、損害額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書

保険金のご請求に必要な書類（続き）	書類の例
(5) 身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類	
①死亡事故であることを確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本
②後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料 その他の後遺障害による損害の額を示す書類
③その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、入院・通院状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調査に関する同意書
(6) 損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類	
①損害が生じた物の価額を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ
②損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収書、調査に関する同意書
(7) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

### 4. 個人情報の取扱いについて

「第三者賠償事故／包括補償制度」をご参照ください。